

# 処遇改善加算等について

## 福祉・介護職員処遇改善加算

対象：福祉・介護職員

算定要件：キャリアパス要件及び職場環境要件を満たすこと

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

対象：①経験技能のある障害福祉人材 ②他の障害福祉人材 ③その他の職種

算定要件：次の要件を満たすこと

- (1) 職場環境等要件
- (2) 配置等要件
- (3) 処遇改善加算要件
- (4) 見える化要件

## 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

対象：福祉・介護職員。ただし、施設・事業所において、福祉・介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能。

算定要件：次の要件を満たすこと

- (1) ベースアップ等要件
- (2) 処遇改善加算要件

※ 3つの加算をあわせて「処遇改善加算等」という。

○障害福祉サービス事業者等は、処遇改善加算等の算定額に相当する**職員の賃金の改善**（基本給による改善が望ましい。）を実施しなければならない。

※また、賃金改善の実施と併せて、取得する加算に応じた算定要件を満たす必要がある。

# 処遇改善加算について

## 福祉・介護職員処遇改善加算

〈対象〉福祉・介護職員

〈算定要件〉以下のキャリアパス要件及び職場環境要件を満たすこと

処遇改善加算（Ⅰ）	処遇改善加算（Ⅱ）	処遇改善加算（Ⅲ）
キャリアパス要件のうち、 <b>①+②+③</b> を満たす かつ 職場環境等要件 を満たす	キャリアパス要件のうち、 <b>①+②</b> を満たす かつ 職場環境等要件 を満たす	キャリアパス要件のうち、 <b>①or②</b> を満たす かつ 職場環境等要件 を満たす

＜キャリアパス要件＞

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
  - ②資質向上のための目標及び具体的な計画を策定して、研修の実施又は研修の機会を確保すること
  - ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること
- ※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

＜職場環境等要件＞

賃金改善を除く、職場環境等の改善

### 実地指導等において指摘が多い事項

- 1 キャリアパス要件①について、福祉・介護職員の任用における**職位、職責又は職務内容等**の要件を定めるとともに、その職位、職責又は職務内容等に応じた**賃金体系**について、**就業規則等の明確な書面で整備**することとなっているが、明確に定められていない。
- 2 キャリアパス要件②について、**資質向上の目標及び計画**を策定して研修の実施又は研修の機会を確保することとされているが、**目標及び計画が策定されていない**。

# 処遇改善加算について

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

- 〈対 象〉 ①経験技能のある障害福祉人材 ※事業所が定義する  
②他の障害福祉人材 ③その他の職種  
※詳細は次ページ

〈算定要件〉 ※賃金改善以外の要件

(a) 職場環境等要件

6つの区分から3つの区分を選択し、それぞれ1つ以上の取組を行うこと

(b) 配置等要件

福祉専門職員配置等加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあっては特定事業所加算）の届出を行っていること

(c) 処遇改善加算要件

処遇改善（Ⅰ）～（Ⅲ）までのいずれかの届出を行っていること

(d) 見える化要件

特定加算に基づく取組について、HPへの掲載等により公表していること（R3及びR4年度は算定要件としない）

特定加算（Ⅰ）	特定加算（Ⅱ）
(a) ～ (d) の算定要件を全て満たすこと。	(a) , (c) 及び (d) の算定要件を満たすこと。

# 処遇改善加算について

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

### 【①経験技能のある障害福祉人材】

- 福祉・介護職員のうち介護福祉士，社会福祉士，精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を有する者
- 心理指導担当職員（公認心理師含む）
- サービス管理責任者
- 児童発達支援管理責任者
- サービス提供責任者

上記いずれかに該当する職員であって，所属する法人等における勤続年数10年以上の職員を基本とする。

※他の法人における経験や，当該職員の業務や技能等を踏まえ，各事業所の裁量で設定する。

### 【②他の障害福祉人材】

①に該当しない次の人材が該当

- 福祉・介護職員
- 心理指導担当職員（公認心理師含む）
- サービス管理責任者
- 児童発達支援管理責任者
- サービス提供責任者

### 【③その他の職種】 ①及び②の障害福祉人材以外の職員

#### 実績報告時において指摘が多い事項

配分方法として，①経験技能のある障害福祉人材，②他の障害福祉人材及び③その他の職種におけるそれぞれの**平均賃金改善額**について，「①>②≧③」（③の平均賃金額が②の平均賃金額を上回らない場合）又は「①>②≧③×2」としななければならないが，配分ルールが守られていない。

# 処遇改善加算について

## 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

〈対象〉福祉・介護職員。

ただし、施設・事業所において、福祉・介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能。

〈算定要件〉

(1) ベースアップ等要件

賃金改善の合計額の 3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てる こと。

(2) 処遇改善加算要件

処遇改善加算 (I) ~ (III) のいずれかを取得 していること。

# 処遇改善加算について

処遇改善加算及びベースアップ等加算において対象となる職種

ホームヘルパー，生活支援員，児童指導員，保育士，世話人，職業指導員，地域移行支援員，就労支援員，訪問支援員，夜間支援従事者，共生型障害福祉サービス等事業所及び特定基準該当障害福祉サービス等事業所に従事する介護職員，賃金向上達成指導員，目標工賃達成指導員，指導員等（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

※ベースアップ等加算については，施設・事業所において，福祉・介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能であるが，その際，ベースアップ等加算は，福祉・介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で実施すること。

# 処遇改善等加算について

## 【参考資料】

○福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（通知）

※ 処遇改善加算等を算定している事業所や、これから算定しようと検討している事業所については、通知を必ず確認の上、処遇改善加算等の計画書及び実績報告書の提出をお願いいたします。

**令和5年度の処遇改善計画書の提出期限**

**令和5年4月14日（金）**

※（郵送の場合、令和5年4月15日  
（土）の消印有効）